

別紙

(一部改訂 6月15日)

感染拡大予防にかかる施設利用指針
【劇場等（劇場・映画館・演芸場）】

令和2年5月27日

神戸市

1. 対象施設

- ①神戸文化ホール（大ホール・中ホール）
- ②神戸アートビレッジセンター（多機能ホール・視聴覚ホール）
- ③各区文化センター（大ホール）
- ④勤労会館（大ホール） ほか

※いずれの施設においても、貸会議室に準じた利用は本指針の対象外

2. 利用条件（※兵庫県の対応方針等も踏まえ、順次利用条件の見直しを行う）

①利用用途

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設（カラオケ・ライブハウス等）については、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインが策定され、感染防止策の徹底を前提に利用するよう国から通知されており、これに該当する利用用途については、参考に記した業種別ガイドラインを守って利用すること
- ・無観客利用、リハーサル利用などの場合は演目の制限は設けない
- ・いずれの施設においても「三密」対策等以下に準ずる対策を講じること

②利用人数

- ・「100人以下、かつ収容人数の半分以下」（2020/6/1～6/18）
※観客数（主催者側スタッフ、出演者を除く）最大100名
- ・「1,000人以下、かつ収容人員の半分以下」（2020/6/19～）
※観客数（主催者側スタッフ、出演者を除く）が1,000人以下、かつ収容人員の半分以下
※その後、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限の段階的緩和の目安を踏まえ、制限のさらなる緩和を検討する。

- ③舞台・客席ともに空調の停止は行わない。排気ファンは常時運転

3. 各施設における感染拡大を予防するための措置

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月25日付 公益社団法人全国公立文化施設協会作成）に沿って以下の措置を講ずる（参考）劇場、音楽堂等の範囲について

- 「劇場、音楽堂等」は、名称及び規模にかかわらず、文化の振興を目的とし、実演芸術の公演を実施することができるものをいい、これを満たす劇場、音楽堂、文化ホール、文化会館、市民会館、公会堂、演芸場、能楽堂及びその他これらの機能を有する複合多目的施設等が含まれる

3-1. 施設管理者が講ずる具体的な対応策

3-1-1. 施設内の各所における対策

①施設内

- ・少なくとも施設の開館の際には、施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとること
なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いること
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行うこと
また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行うこと
- ・手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置すること
不足が生じないように定期的な点検を行うこと
必要であれば、入口数を制限することも検討すること

②公演会場入口

- ・公演主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請すること
- ・会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること

③チケット窓口

次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請すること

- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めること
- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨すること
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用すること
また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化の導入も検討すること

④ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促すこと
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行うこと
- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行すること
- ・人と人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう努めること

⑤会議室、稽古スペース、展示スペース等

- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の備品の消毒を定期的に行うこと
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施すること

⑥楽屋、控室

- ・常時換気に努めること
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと

⑦トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行うこと
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ・個人のハンカチ等を使うよう徹底すること
ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないこと
- ・劇場等トイレの混雑が予想される施設の場合、施設管理者はできるだけ間隔を空けて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）間隔を空けた整列を促すよう要請すること

⑧飲食施設、ショップ等

施設管理者は施設内の飲食事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請すること

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨すること
- ・飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2m以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫すること
- ・混雑時の入場制限を実施すること
- ・施設内の換気を徹底すること
- ・食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底すること
- ・飲食施設の従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにすること
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めること
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようにすること

⑨清掃・ゴミの廃棄

施設管理者は施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を要請すること

- ・清掃やごみの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること
- ・作業を終えた後は、手洗いを行うこと

3-1-2. 従事者に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫すること
- ・マスク着用や手指消毒を徹底すること
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行うこと

さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とすること

- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること
- ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと

3-1-3. 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報すること

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - ・社会的距離の確保の徹底
 - ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

3-1-4. 保健所との関係

- ・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携を図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えること

3-2. 公演主催者に協力を求める具体的な対策

※施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとする

3-2-1. 公演前の対策

①入場制限

- ・公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること
- (例) 開場・休憩時間の延長、入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化、入場待機列の設置、日時や座席の指定予約による人数調整、大人数での来館の制限等

②来館者との関係

- チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること
- また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること
- 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知すること

③公演関係者との関係

- 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成すること
- また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること
- 本指針及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ること

3-2-2. 公演当日の対策

①周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知すること

- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 下記の症状に該当する場合、来場を控えること
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

②来場者の入場時の対応

- 以下の場合には、入場しないよう要請すること
- 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
- 咳、咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

- 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行うこと
- 入待ちは控えるよう呼びかけること
- オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は、貸し出しは行わないこと
- パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにすること
- プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けること

③公演会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めること
- 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めること
- 座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右は空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努めること
- 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請すること
- 来場者と接触するよう演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないようにすること
- 場内における会話は控えていただくよう周知すること
- 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努めること

④公演関係者の感染防止策

- 公演の運営に必要な最小限度の人数とすること
- 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とすること
さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること
- 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとること
また、公演前後の手指消毒を徹底すること
- 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること
- 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること
- その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること
- 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと

⑤感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行うこと
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること
- 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること

⑥物販

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売やキャッシュレス決済を推奨すること
- パンフレット等の物販を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて整列していただくようにすること
- 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底すること
- 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めること
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと

⑦来場者の退場時の対応

- 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行うこと
- 出待ちや面会等は控えるよう呼びかけること

3-2-3. 公演後の対策

- 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めること
- 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと
- なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずること

【利用者への呼びかけ】

- ・ 利用者の体温測定、体調不良者やマスク未着用者は入館自粛（玄関掲示）
- ・ 館内の会話自粛。特に利用者同士の大声での会話を行わないよう周知（館内掲示）

■ 下記内容を、利用申し込み時に利用者に対し周知ください

《劇場等（劇場・映画館・演芸場）をご利用いただく皆様へ》

- ① 大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重に対応すること。また、管楽器にも注意すること。その他、「三密」対策等、以下に準ずる対策を講じて頂きます
- ② 観客数（主催者側スタッフ、出演者を除く）は6/18までは最大100名、6/19以降は1,000人以下かつ収容人員の半分以下です
- ③ 舞台・客席ともに空調を停止することはできません。排気ファンは常時運転します
- ④ 全員マスク着用
出演者、主催者、観客等来館者全員、マスクを着用すること
 - ・ チラシ・ポスター等で開催告知される場合は「マスク着用での来館」を表示すること
 - ・ お持ちでない方に対しては主催者で配布すること
- ⑤ 体調チェックの実施
来館者全員の体調チェックを行うこと
 - ・ 非接触型体温計等を主催者で用意すること
- ⑥ 手指の消毒（消毒液への誘導）
来館者全員、入場時の手指を消毒すること
また、消毒液への誘導表示を行うとともに、必要に応じて誘導員を配置すること
- ⑦ 入場者リストの管理
入場者に対し、氏名、緊急連絡先等を任意の帳票に記入いただき、投函箱に入れていただくなどにより、可能な限り入場者リストの管理（氏名、緊急連絡先等）を行うこと
- ⑧ 集団感染（クラスター）が発生したと疑われる事例が発生した場合
入場者リストの提出等保健所・医療機関等へ出来る限りの協力を行うこと
- ⑨ 終了後の速やかな退場
終了後は速やかに退場を促す掲示をすること
- ⑩ 「密」の注意喚起掲示
ロビーでは「密」にならないよう注意喚起を掲示すること
必要な場合は口頭で注意すること
- ⑪ 対面する場合でのビニールカーテン等設置
参加受付・物品販売等を行う場合は、ビニールカーテン等を設置すること
- ⑫ トレーでの金銭受け渡し
物品販売、参加料徴収等を行う場合はトレーでの金銭受け渡しをすること

⑬チケットもぎりについて

チケットもぎりはマスク・手袋着用で行うこと

⑭出演者への対応について

出演・登壇される方については以下の項目を徹底すること

- ・出演前には消毒
- ・待機場所等での間隔の確保
- ・観客と接触する演出の禁止

⑮換気対策について

客席の扉は頻繁に開放すること

特に支障がない場合は利用中常時開放すること

⑯観客の入退場時の対応について

入退場時や集合場所における十分な間隔の確保を行うこと

入場時には行列のための立ち位置の目印を配置すること（誘導員を設置すること）

退場時には必要に応じて規制退場を実施すること（誘導員を設置すること）

⑰座席配置について

6/18までは最大100名、6/19以降は1,000人以下かつ収容人員の半分以下の利用を前提として、四方を空けた座席配置（前後左右の座席を空ける）を徹底すること

座席配置が守られるように客席内に誘導員を配置すること

⑱観客席における声援や激しい動きの制限について

観客席における声援や激しい動きを制限すること

■下記の内容について、来館いただく方に周知してください

《ご来館の皆様へ》

■施設内では、必ずマスクを着用してください

■来館前には、体温を測定いただき、体調不良の場合は、来館しないでください

来館時に体温を測定する場合があります

■施設内では、利用者同士で大声での会話をしないでください

■入場時には、手指を消毒してください

■ロビーでは「密」にならないよう注意してください

■入退場時や集合場所では、十分な間隔を確保してください

■入退場時には、行列にならないよう誘導員の指示に従ってください

■観客席では、声援や激しい動きは行わないでください

■終了後は速やかに退場してください

■感染が発生した場合に備え、利用者等の名簿（氏名・緊急連絡先）を適正に保管いたします

【参考】

- 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月25日付 公益社団法人全国公立文化施設協会）」
https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0525covid_19.pdf
- 「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（令和2年6月11日付 クラシック音楽公演運営推進協議会）」
<https://www.classic.or.jp/2020/06/blog-post.html>
- 「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月25日付 （一社）日本カラオケボックス協会連合会、（一社）カラオケ使用者連盟、（一社）全国カラオケ事業者協会）」
<http://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf>
- 【兵庫県】業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（ライブハウス）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_guideline.html